

# 年 度 計 画

〔平成20年度〕

国立大学法人九州大学

## 目 次

<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	1
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	5
2 研究に関する目標を達成するための措置	6
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	6
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	8
3 その他の目標を達成するための措置	11
(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置	11
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	15
<b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	
1 運営体制に関する目標を達成するための措置	18
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	19
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	19
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	20
<b>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	20
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	21
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	21
<b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	21
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	22
<b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>	
1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	22
(1) 新キャンパス統合移転整備	22
(2) 既存キャンパス整備	22
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	22
<b>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	23
<b>VII 短期借入金の限度額</b>	23
<b>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>	23
<b>IX 剰余金の使途</b>	24
<b>X その他</b>	
1 施設・設備に関する計画	24
2 人事に関する計画	25
(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画	26
別表（学部の学科, 学府の専攻等）	29

## 平成20年度 国立大学法人九州大学の年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

###### 1) 学士課程

###### ① 全学教育

- 平成19年度入学生の単位修得状況を調査・分析し、全学教育カリキュラムにおいてバランスのとれた教育が実施されているか検証する。
- 平成19年度入学生の単位修得状況を調査・分析し、全学教育カリキュラムにおいて豊かな教養の基盤を形成する教育を実施する。
- 平成19年度入学生の単位修得状況を調査・分析し、全学教育カリキュラムにおいて外国語運用能力の基盤を形成する教育を実施する。
- 平成19年度入学生の単位修得状況を調査・分析するとともに、全学教育カリキュラムにおいて情報リテラシー教育及び情報倫理等に関する教育により情報化社会の様々な分野で活躍できる基盤を形成する教育を実施する。
- 平成19年度入学生の単位修得状況を調査・分析し、全学教育カリキュラムにおいて専門分野の基礎的な能力を育成する教育を実施する。
- 学生の主体的な進路選択能力の向上を図るために、キャリア教育授業、キャリアガイダンス、自己啓発セミナー、インターンシップ等を引き続き実施する。

###### ② 学部専攻教育

- 幅広い専門的能力の修得を図り、主体的に自らの進路を定めていく教育システム確立の一環として、他学部の系統的カリキュラムを履修させる「チャレンジ21」を実施する。
- 各種国家試験等の合格率の向上を図るために、「公務員試験対策講座」、各種国家試験、公的資格に係るガイダンス等を引き続き実施する。

###### 2) 大学院課程

- 各学府(専攻)の明確な教育目標に沿った教育を実施する。
- 各専門職大学院において、高度な専門的知識・能力を持ち指導的立場で社会に貢献する人材を育成する。
- 関係学府において、社会人の多様な期待に対応する教育を実施する。

###### 3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 全学教育、学部専攻教育、大学院教育のそれぞれの教育成果について、中期目標の達成状況に基づき検証を行う。
- 各学部、学府の教育について、学生による授業評価を行うとともに、実施した授業評価を分析する。

##### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

###### 1) 学士課程

###### ① 学部入学者選抜に関する具体的方策

- アドミッションポリシーの周知を図るため、効果的な広報活動を継続する。

- 各種入学者選抜方式の追跡調査を実施するとともに、これまでの追跡調査の結果を踏まえて、AO選抜を含め入学者選抜方法の改善策を継続的に検討する。
  - 高校との連携協力を推進するため、高校からの希望に対し個別説明会や高校生を対象とした出前授業等を実施するとともに高校教員との意見交換を行う。
  - 自らの進路を定めていく教育システムの一環として、他学部の系統的カリキュラムを履修させる「チャレンジ21」を実施するとともに入学者選抜の枠組みとその方法について開発に向けた検討を行う。
  - 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる方策として、留学情報提供の充実、本学独自の奨学金制度を充実・活用し、海外オフィス等を通じての推薦及び海外プロモーション活動の充実・拡大を図る。
- ② 教育課程に関する具体的方策
- (教養と専門性の基盤形成)
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、高年次教養科目を開設する。
- (国際性の基盤形成)
- 外国語教育を重視した新たな教育組織の検討を行う。
  - 学部・学科の専門分野の特性に応じた英語能力の到達目標を設定する。
  - 英語による授業科目の充実を図る。
  - アジア言語の履修を促進するため授業科目の充実を図る。
- (社会性の育成)
- 学生の主体的な進路選択能力の充実を図るために、キャリア教育授業、キャリアガイダンス、自己啓発セミナー、インターンシップ等を引き続き実施する。
  - 社会連携活動科目を開設する。
- (カリキュラムの広がり と 体系性の確保)
- 体系的に他学部の授業科目を履修できる制度（チャレンジ21）を実施する。
  - 21世紀プログラム課程の教育経験を活用し、国際性を兼ね備えたゼネラリストの育成を目指す新たな学部設置を検討する。
- (大学院教育への接続)
- 大学院開放科目の単位認定を適切に運用する取扱いを策定する。
- ③ 教育方法に関する具体的方策
- (TAの活用)
- 教育効果を高めるため、雇用に関する指針に沿ってTAを雇用する。
- ④ 成績評価に関する具体的方策
- 全学教育において複数の教員が担当する同一科目群、同一科目の成績評価について、適切な評価指標を設定する。
- 2) 大学院課程
- ① 大学院入学者選抜に関する具体的方策
- 学府ごとに、奨学制度の実施等の総合的な施策を実施することにより博士後期課程の収容定員の充足を図る。
  - 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる方策として、留学情報提供の充実、本学独自の奨学金制度を充実・活用し、海外オフィス等を通じての推薦及び海外プロモーション

ョン活動の充実・拡大を図る。また、中国政府が実施する国家建設高水平大学公派研究生を積極的に受け入れる。さらに、教員向けの国費留学生（大使館推薦）制度説明会の実施や、受入れ、派遣の概要冊子の内容の充実を図り、教員に国費留学生を積極的に受け入れるよう促す。

- 各学府において、選抜方法の改善を図るため、大学院の入学選抜方法を検討する体制を整備する。
- ② 教育課程に関する具体的方策
  - 大学院共通教育プログラムにおいて体系的な科目群を構築し、開講科目を拡充する。
  - 各学府において、博士の学位授与プロセスの適正化を図る。
- ③ 教育方法に関する具体的方策
  - 各学府において指導体制の再検討を行うことにより学位の実質化を図る。
  - 留学説明会及び海外短期語学研修制度（韓国語・中国語）を実施し、アジア留学を促進する。さらに、教員向けの留学制度説明会により教員の理解を得て、学生に留学を促す。
  - 教育能力向上を図るために、大学院生を雇用の指針に沿ってTAとして雇用する。
- ④ 成績評価に関する具体的方策
  - 各学府において、博士の学位授与プロセスの適正化について検討する。

### （3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### 1）教員組織編成に関する具体的方策

（教員組織の整備）

- 大学院・学部教育に学府・研究院制度を活用し、柔軟な組織編成を行う。
- 複数の研究院が参画する学府、学部教育等の責任ある実施体制の維持の観点から、協議会等を活用する。

（教育実施体制の整備）

- 全学教育への全学教員出動体制を実施する。
- 「21世紀プログラム」課程において、チュートリアルの指導体制を整備する。

#### 2）教育環境の整備に関する具体的方策

（教育施設の活用）

- 遠隔講義システムの導入に向けて運用体制を策定する。

（情報技術の活用）

- 教育の情報化を推進するためにコース管理システムの活用やオープンコースウェア活動を推進する。
- 教育用に必要なパソコンの整備・拡充を重点的に推進する。

#### 3）教育の質の向上及び改善に関する具体的方策

（自己点検・評価の継続的实施）

- 各部局において、教員教育の内容・方法等について改善を図るとともに、自己評価を実施する。
- 教員業績評価の平成19年度試行評価を実施、検証し、評価の本実施を開始する。
- 全学教育活動表彰を実施するとともに、授業評価結果の部局へのフィードバックを組織的に行う。

(FDの充実)

- 全教員に係るテーマを全学FD委員会において検討し、FDを実施する。
- 全学FD委員会において定めた方針により、各部局におけるFDの実施状況を報告させる。

(教育改善のための研究開発支援)

- 教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P)のCタイプにおいて、教育内容改善等のための支援を継続的に実施する。また、Cタイプへの助教の申請を可能とするなどの制度の見直しを実施するとともに、成果の有効利用を図るため、継続課題についてはヒアリングを、終了課題については成果報告会を行い、点検・評価を実施する。

4) 附属図書館の整備と活用に関する具体的方策

- 「九州大学附属図書館蔵書構築基本要綱」に基づく蔵書構築を継続し、さらに利用者のニーズを反映した選書を行う。
- 利用者のニーズに応じた図書館の学習スペース改善、利用者サポートを進める。
- 授業と連携した学習教育支援を進める。
- 電子リソースの有効活用を図るため、利用環境を整備するとともに広報活動を進める。また、サービス向上と利用促進のため、組織体制を強化する。
- 個人認証システム、自動書庫等の新技術の図書館への活用を進める。
- 六本松地区の伊都地区移転に対応し、理系図書館増築に伴う利用スペースの整備及び六本松分館等の資料移転を行う。
- 利用者サービスの高度化を進めるため、「ステップアップ研修」を継続的に実施し、図書館員のスキル向上を図る。
- 高度な図書館機能を実現するためのライブラリアン育成を目指し、ライブラリーサイエンス専攻(仮称)構想を推進する。
- 医学・生物学系外国雑誌センター館として、関係大学との調整を図りつつ、恒常的な値上がり等の厳しい状況の中で、より効率的・効果的な収集を行うべく購読雑誌の見直しを行う。
- 中央図書館における早朝開館の定着を図る。また、六本松地区移転に伴い、理系図書館の開館時間拡大を計画する。
- 海外(特にアジア・カナダ等)の大学図書館との交流と相互利用を継続して進める。

5) 学内共同教育に関する具体的方策

- 入学者選抜、高等学校との連携、教育支援、教育方法等の在り方について、総合的な研究開発を行うとともに、全学教育の支援業務を行う。
- 外国人留学生に対する日本語、日本文化・日本事情等の教育及び就学・生活上の指導助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対する就学・生活上の指導助言を行う。
- 健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職員、学生の保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う。
- 医学・歯学・薬学・保健学の分野に関する実習及び演習を通じて医療系分野の知識の統合的理解を促すため、指導及び助言を行い、併せて自学自習に共用させ問題解決型能力を育成する。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

##### 1) 学生への学習支援に関する具体的方策

###### (修学相談)

- 各部局における相談システムの改善状況を把握・整理するとともに、学生生活・修学相談室及び各部局の修学相談体制と連携をとりながら、引き続き活動状況を全学で共有化する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、人格形成を促進する教育を実施する。
- 学生期における心理的課題を取り上げた人格形成促進科目において、受講生の反応を継続して分析する。結果を整理し、相談活動と授業を通じた教育の連動に関して充実を図る。
- 伊都キャンパスでの相談状況の検証及び4年間に亘る調査結果を踏まえて、伊都キャンパスで修学する学生への学生生活及び修学支援の充実を図る。

###### (履修指導)

- 工学部を除く理系学部生に対し高校時における物理の履修状況に応じた教育を実施する。全学教育においては、大学における学修への適応を促進する教育を実施する。
- 全授業担当教員が、授業に関する様々な相談等に応じるオフィスアワー等を設定する。
- 成績不振者を適切に指導する。

###### (学習指導)

- 全学的な教育情報ポータルサービスの提供により学習の円滑化を図る。
- 教務システムを利用した、学生による学外からの成績照会を可能とし、履修ガイド(進級・卒業判定情報等)の提供を可能とする仕様を引き続き検討する。また、教員による履修情報の取得及び履修成績登録の学外からの利用について検討するとともに、学生ポータルシステムの利活用による教育情報等の提供を促進する。

###### (留学指導, 進学指導)

- 短期留学制度による外国の大学への派遣数を増加させるために英語による開講科目の受講を推奨するとともに、留学説明会及びパンフレットにより情報提供の充実を図る。また、海外短期語学研修制度(韓国語・中国語)を一層促進する。

##### 2) 学生への生活支援等に関する具体的方策

###### (学生生活支援)

- 学生モニター会議、寮生等懇談会並びにアンケート調査などを通じて学生の意見・要望等を聴取し、生活支援方策の改善等に活かす。
- 窓口・相談業務担当者等、職員のスキルアップを図る。
- 健康科学センターによる学生に対する健康相談等の体制の充実・強化に向けて、健康増進ホームページの内容の更なる充実、全学的な対策実行組織を通じたメンタルヘルス増進のためのより積極的な活動、健診データベースの日常業務での活用、スポーツ相談の更なる充実を行う。
- 学生後援会事業のPRを行うとともに、新たな文化系サークル活動支援を行う。
- サークルOB会及びサークル役員・顧問教員等との協議会を開催し、OBと学生の交流

を行うことにより、OB会への理解を深め、支援組織を強化する。

- 六本松キャンパスの伊都キャンパスへの移転に伴う課外活動施設等を整備する。
  - 六本松キャンパスの伊都キャンパス移転に伴い食堂、売店等及び学生寄宿舎を整備する。
- (経済支援)

- 長期留学生派遣制度、全学協力事業基金等の情報提供を一層拡充するとともに全学協力事業基金の充実を図る。

(留学生支援)

- 各キャンパス等における留学生相談の実施、チューター制度の強化、オリエンテーションの実施により、外国人留学生の生活の向上を図る。

### 3) 学生への就職活動支援に関する具体的方策

- 就職相談や就職ガイダンス等を引き続き実施し、就職支援策の充実を図る。
- 留学生就職ガイダンスの開催、地方公共団体等との連携、就職情報提供の拡充、留学生インターンシップ制度の拡大、学校法人麻生塾が実施する「アジア人財資金構想」プログラムとの連携、JLCビジネス日本語・ビジネスマナー入門の開講など、留学生の就職支援活動を実施する。
- 就職ガイダンス等による就職情報の提供をはじめ、各種の就職支援活動を引き続き実施する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 研究の方向性と重点的に取り組む領域

(方向性の明示)

- 戦略的教育研究拠点である未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター、システムLSI研究センター、デジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターについて、研究理念・目的に沿った活動・進捗状況を点検する。

(基礎研究の重視)

- 各研究院・附置研究所等の特性を活かしながら、新しい知の創造に向けた基礎研究を推進するとともに、グローバルCOEプログラム、教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P)及びリサーチコア等の組織的研究を展開する。
- 研究者の自由な発想に基づく基礎研究を推進するため科学研究費補助金を中心に採択増を図るとともに、科学技術基本計画等に基づく国の大型プロジェクトに積極的に応募し採択を図り、研究を推進するなど先端的应用研究を促進する。

(社会貢献)

- 産官学共同研究や受託研究の増加を図るとともに、知的財産の移転を推進する。特に国際的な連携や移転を促進する。

(新科学領域への展開)

- グローバルCOEプログラム、ユーザーサイエンス機構、先端融合医療レドックスナビ研究拠点等の公募型大型研究プロジェクトや戦略的教育研究拠点(Q-stars)、リサーチコア等の学内プロジェクトの研究成果を基に、新科学領域研究を推進する。

(アジア指向)



- グローバルCOEプログラム，リサーチコア及び教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）等の，「アジア」への展開を目指した研究分野の進捗状況等につき評価を行い，アジア関連の文系の研究課題を本学の特色ある取組として開拓・推進する。

#### （中核的研究拠点）

- 21世紀COEプログラム等の成果を検証し，グローバルCOEプログラム，先端融合医療レドックスナビ研究拠点及び水素技術先端科学研究等の世界最高水準の中核的研究拠点形成に向けて継続的に全学的支援を行い，先端的研究活動を積極的に推進する。

#### （リサーチコア，P&P，国家科学技術戦略）

- 平成19年度までのリサーチコアの活動を調査し，学際的研究，基礎と応用を融合する研究及び第3期科学技術基本計画に基づく重点研究を戦略的に支援する。
- 教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）につき，平成18年度に見直しを行った新制度により，教育改善及び研究を推進し，本学の研究戦略の最新課題の実施を図る。
- 平成19年度に引き続き，バイオ・ナノ・環境・IT等の分野における成果を検証するとともに，国家科学技術戦略等に係る情報収集を積極的に行い，先端的研究を継続的に推進する。

#### （芸術と諸科学の融合）

- 戦略的研究拠点育成プログラム（USI）の中間評価後のフォローアップの結果，及び21世紀COEプログラム「感覚特性に基づく人工環境デザイン研究拠点」における成果の検証に基づき，芸術的感性と諸科学を融合する新しい教育研究体制の具体化を図る。

#### （生命科学，物質化学，応用力学）

- 統合生命科学という新分野のCOEを構築するために，医学・生命科学領域におけるポストゲノムの先端的研究を積極的に推進するとともに，それを支える大学院教育を充実させる。
- 物質化学分野の先端的研究を展開し，関連研究機関との共同研究を推進するとともに，教育に直結する研究体制を構築して，物質化学のCOE形成を図る。
- 海洋大気力学，プラズマ材料力学，及びそれらの基盤となる基礎力学に関する研究を全国共同利用研究として推進する。また，応用力学分野の学術研究の進展に貢献するため，核融合科学研究所との双方向型共同研究や，その他の関連機関との共同研究を実施する。

## 2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

#### （社会への還元体制）

- 全国レベルのイベントや外部機関を活用し，大学の研究成果を国内外に情報発信するとともに，技術移転を促進する。

#### （組織対応型連携研究）

- 組織対応型連携締結企業を定期的に訪問し，連携状況の共有をはじめ，企業ニーズの収集並びに大学ニーズ（共同研究テーマ提案，大学院生のインターンシップ等）の提供を行い，連携企業とのマッチングを促進する。
- シュタインバイス財団等との組織対応型連携契約に基づき，福岡県下地域中小企業等への技術開発支援をさらに強化する。

(情報発信)

- 本学の特色ある研究の取組を、ホームページや広報誌に掲載することにより、タイムリーかつ継続的に広く情報発信するとともにプレス発表においても積極的に研究内容の発表を行う。

(重点的取組)

- 専門職大学院コンソーシアムによる教育と調和・融合した研究の成果を社会に寄与するため「専門職大学院コンソーシアム・レクチャーシリーズ」を実施する。

### 3) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

(体制整備) (評価・検証)

- 研究活動に関する評価の結果を基に、評価制度の充実を図る。
- 教員個人及び研究組織等の研究活動に関する自己点検・評価を定期的に行う。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

### 1) 研究者の配置に関する具体的方策

(全学的戦略)

- 「5年目評価、10年以内組織見直し」制度を実施する。

(効率的配置)

- 教員業績評価の平成19年度試行評価を実施、検証し、評価の本実施を開始する。
- 平成19年度に引き続き、大型プロジェクト研究担当者の部局における業務を一部免除できる制度を活用し、研究時間の確保を推進する。

(優れた研究者の確保)

- 各部局において、公開公募の原則を推進するため教員公募情報システムを活用する。また、教員の公募及び採用状況を公表する。

(研究者の流動化促進)

- 21世紀COEプログラム及びリサーチコアの成果を更に発展させ、部局等の研究者の流動化を図るとともに、次世代研究スーパースター養成プログラム(SSP)等のプロジェクトの展開を通じて流動化による次世代の研究リーダーの養成を図る。

(若手研究者の育成)

- 平成19年度に引き続き、若手研究者の支援・育成のため、研究教育プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P)のDタイプ、総長裁量経費による研究スーパースター支援プログラム、科学技術振興調整費による次世代研究スーパースター養成プログラム(SSP)及びグローバルCOEプログラムを継続的に実施し、若手研究者育成と自立的環境の整備を行う。また、博士課程学生を含めた若手研究者の留学・派遣を継続的に実施する。さらに、科学技術振興調整費による女性研究者支援モデル育成事業を推進し、女性研究者の発掘・支援・育成を行う。

### 2) 研究環境の整備に関する具体的方策

(研究資金の配分システム)

- 教育経費、研究経費、施設等維持管理費などの基盤的経費を確保しながら、部局の自主性及び裁量を尊重した将来構想に柔軟に対応する配分方式を、平成21年度においても引き続き実施するとともに、伊都キャンパス移転等の大型事業や先端的・学際的分野の

教育研究等を活性化するための長期的な財務計画を策定し、重点的・戦略的経費の確保を行う。

- 「九州大学全学協力事業基金」に定める教育研究推進事業、国際交流事業等における成果を、財務委員会・国際交流専門委員会において検証し、より効率的な資金の活用を図る。

(戦略的・競争的研究環境の整備)

- 国際的中核的研究拠点を維持・発展させるため、研究支援体制の整備及び学内共通利用施設（レンタルラボ）の研究スペースの確保を図る。
- 学内共通利用施設（レンタルラボ）の共同実験室に設置されている共通利用機器についての情報を公開し、それらの有効活用を積極的に推進する。

(設備の効率的運用)

- 学内の設備の効率的利用を図るため、学内共同教育研究施設（中央分析センター等）の設備の充実及び学内設備の共同利用化を推進するとともに、学外の研究機関と連携した共同利用を推進し、設備の有効利用を推進する。

(研究に関する情報システム)

- 学内の研究室単位の装置・設備をホームページ等で公開し、有効利用を推進する。
- 学内研究成果の一次情報を公開することを目的とした「九州大学学術情報リポジトリ」のコンテンツをさらに拡充しつつ、安定的な収集・運用体制に移行する。また、利便性向上のためのシステム機能強化を図る。
- 情報統括本部において、伊都キャンパス等に移転する学生、教職員が移転後に教育・研究などに支障がないキャンパスネットワークを整備する。
- 情報統括本部において、キャンパスネットワークの安定した運用を図る。
- 情報統括本部において、各キャンパスの無線LANの拡充を行う。

### 3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策

(基本方針の決定)

- 特に課題として残っているMTA（マテリアルトランスファーアグリーメント）やNDA（守秘義務契約）について、学内の決裁権限等の仕組みを整備する。

(活動の推進)

- 文部科学省知的財産本部整備事業の終了を受けて、より高度かつ継続的な産学連携支援の仕組みを構築し、産学連携を促進する。
- 意匠公報データベース（約75万件収蔵）の管理及び、学内外での活用促進並びに教育へ活用する。
- 地域デザイン産業とデザインによる地域産業の発展を目的に、アジアDLO（Design Licensing Office）、芸術工学研究院、福岡県、福岡市、FUKUOKAデザインリーグ及び福岡県産業デザイン協議会が事業主体となり、産学官民の連携協議組織としての「九州アジアデザイン連携センター」（仮称）を設置する。
- 学内大学発ベンチャー支援体制強化のため支援インフラ（インキュベータ施設、諸規則等）の内容充実について検討を行うとともに、学内シーズの事業化可能性の評価体制を強化する。また、地域におけるベンチャー支援コミュニティと連携し、関係教員等への支援の充実を図る。

- 組織対応型連携研究で生み出された知的財産権の活用を促進するため、知的財産権実施許諾契約書の雛形を策定する。
- 4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策  
(点検・評価の実施)
- 教員業績評価の平成19年度試行評価を実施，検証し，評価の本実施を開始する。
  - 各部局において実施した研究活動に関する点検・評価の結果を基に，評価方法等の充実を図る。
- (階層的評価体制)
- 研究活動に関する評価の結果を基に，階層的な評価体制の充実を図る。
  - 平成19年度に引き続き，中核的研究拠点を形成するため，適切・効率的な人員配置，競争的資金獲得策の強化及び学内共通利用施設の有効利用を図るとともに，研究戦略に係る企画・立案を推進し，研究戦略委員会等で定期的に点検・分析・評価を行う。
- (改革サイクル)
- 研究活動に関する評価の結果を基に，評価制度の充実を図る。
  - 「5年目評価，10年以内組織見直し」制度等による自己点検・評価や，国立大学法人評価及び認証評価等に係る評価結果等を次期中期目標・中期計画の素案の策定に反映させる。
- 5) 全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策  
(全国共同施設)
- 全国共同利用施設として教育研究等のための情報基盤に係る設備の整備と提供，必要な技術支援業務及び研究を行うとともに，最先端のスーパーコンピュータによる高速大規模計算サービスを通じて先端的計算科学研究の推進を図る。
  - 次世代スーパーコンピュータ開発計画との連携を目的とした「計算機科学と計算科学との統合領域」を対象とした大学院の設置計画を検討する。
- (役割と機能に基づく活動)
- 学内外の生物系分野への制御環境の提供及び生物環境調節の基礎研究を推進する。
  - 熱帯地域の農業及びこれに関連する環境の基礎的，総合的研究を推進する。
  - 石炭産業を核とする地域産業等に関する文献・資料の収集・整理・公開及び調査研究を推進する。
  - 学術標本の収蔵，分析，展示・公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する調査研究を推進する。
  - アイソトープ関係の教育研究を行うとともに，アイソトープの安全管理を総括し，アイソトープを利用して教育研究を行う教員その他の者の共同利用を進める。
  - 自然科学系分野の研究教育上必要な試料の作成などを行うための大型機器を集中して管理運営するほか，部局所有機器等の学内共同利用を支援し，分析サービスを提供する。
  - システムL S Iの応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し，その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究を推進する。
  - 宙空環境変動の予報や宇宙ゴミの警報などの実用化に向けた新しい宙空環境科学の創成のための調査研究を推進する。
  - 韓国研究の結節点として機能するため，韓国を中心とする朝鮮半島地域の学際的で総合

- 的な研究を行うとともに、国内外の関連研究者との共同研究をコーディネートする。
- 次世代のエネルギー改革や高度情報化・福祉社会を視野に入れた超伝導システム科学の構築を目指した研究を推進する。
  - 先端科学技術分野において高度な産業技術シーズの創出を行うとともに、産業化を狙った産学連携プロジェクト研究を企画・推進する。
  - I Tを高度に活用し、芸術的感性の諸科学への融合を促し、独創性の高い価値を創出し得る学際的研究を積極的に支援推進する。
  - 本学の教育研究の先進化と社会貢献に資するため、超高压電子顕微鏡を中心とする最先端顕微装置・技術を学内外に提供する。
  - 教育研究活動によって発生する無機系、有機系廃液及び固形廃棄物を適正に処理する。
  - 九州地区及び山口県における自然災害に関する資料を収集・整理し、提供するとともに、自然災害に関する研究を推進する。
  - 電離気体科学とレーザー科学分野において先端的・国際的研究を目指すと共に、これらの科学技術の融合分野・関連分野に対しても積極的に研究を推進する。
  - 本学に関わる史料を収集・整理・保存し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、本学教員及びその他の者の利用を進める。
  - 基礎研究及び先進的量子ビーム技術に支えられた先端的の研究を推進する。
  - 高度の専門職業的能力を持つ創造的な人材を育成するため、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進する。また、起業関連教育等、教育機能も一層強化する。
  - 本学をアジア諸国との学術交流の拠点とするため、アジアに係る総合研究等を推進する。
  - 学内に分散している記録資料館の各部門及び記録資料の集中配置を進める。
  - 21世紀の循環型社会の主力エネルギーである水素の製造・供給と利用を安全に行うための統合技術に関する研究を集中的に推進する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

##### 1) 社会連携事業を推進するための具体的方策

(実施体制)

- 教育研究における社会連携事業に関する基本方針を策定し、全学的な実施体制を構築する。
- 社会連携に関する情報ネットワークにより、連携事業を公開するとともに今後とも広報活動の推進を図る。

##### ① 教育における社会との連携・協力に関する具体的方策

(成果の公開、生涯学習・リカレント教育)

- 開学記念日の講演会や著名な学識者等による公開講演会を実施し、市民及び中学・高校生に優れた教育研究成果を公開する。
- 国公私立大学と連携し、社会のニーズを踏まえた公開講座、セミナー、講演会を開催する。
- ホームページ、地域の公的施設等への広報誌の配布、メールマガジン等を利用し教育研

究活動を広報する。

- 福岡県教育委員会との連携事業を通じて教育従事者に研究情報等を公開するとともに、社会人のリカレント教育を実施する。

(教育の社会連携)

- 企業等へのインターンシップの充実を図るとともに、企業等からの非常勤講師を積極的に活用したインターンシップ関連授業及びキャリア教育授業を引き続き実施する。
- 高等学校等と連携した講義・講演等を実施するとともに発達相談・カウンセリングに係る連携協力を推進する。
- 高校生を対象とした大学説明会及び模擬授業を充実するとともに、先端実験施設の公開等、魅力あるオープンキャンパスを開催する。
- 高等学校への教育研究活動の紹介や出前授業等に応え積極的に推進する。

(大学施設の開放)

- 地域の図書館との相互貸借を促進するとともに、貴重資料等の展示公開を行う。

(地域社会との連携)

- 国・地方公共団体等の審議委員等への就任状況を充実させて公開し、これからの委員就任依頼に応え、社会貢献する。
- 他大学との学生交流協定を推進する。

## ② 研究における社会との連携・協力に関する具体的方策

(実施体制)

- 社会連携推進室、研究戦略委員会や知的財産本部等、地域社会との窓口となる組織間での連携体制を強化し、地域社会のニーズに応じた業務分担と情報共有体制を構築する。

(地域社会に関わる研究)

- 福岡市、福岡県、北部九州、九州全域等、本学が立地する各地域の産業・経済・環境・市民生活に関する研究課題への取組みを継続する。
- 本学の研究プロジェクトと連携し、タウン・オン・キャンパスの「産学連携センター」を核とした産学官連携活動や整備が進む前原市ほかのリサーチパーク等への企業及び研究機関誘致活動を推進するとともに、前年度に引き続き、企業セミナーや東京会議などを開催する。さらに、平成20年4月に移転する(財)九州大学学術研究都市推進機構の新事務所を拠点とした地域活性化に資する企業・研究機関等の立地支援、共同研究等を推進する。
- 地域自治体と連携した産学官共同研究を推進するとともに、地域企業等とのネットワークを活用して、大学リソースの社会還元を推進する。

(アジア規模での社会連携)

- 帰国留学生データベースの整備及び既存の外国における帰国留学生の九大同窓会を活用し、アジア・海外ネットワークの強化を図る。

## ③ 産学連携推進についての具体的方策

(知的財産本部)

- 知的財産本部で実施している産学連携機能を充実するとともに、学内関係部署等との業務分担を明確化する。
- 組織対応型連携研究の情報管理を強化するため、情報管理オペレーションを組織対応型

連携個別事業へ導入する。

(国際的産学連携)

- 国際産学官連携センターを中心に、アジアをはじめ欧米との国際産学官連携プロジェクトを展開するとともに、国際産学官連携推進体制の基盤強化に努める。

(基盤整備)

- 地方自治体との連携を通じて、地域社会ニーズ収集を行い、地域と協同したプロジェクトを企画・実施する。
- 技術移転活動の実例に関する情報の共有と蓄積を図るとともに、マネジメントの高度化を図る。
- これまで有効に機能してきたNEDOフェロー（新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術フェローシップ事業）等の人材育成事業制度を引き続き活用し、若手人材の育成を図る。
- 学内から需要の高い学部向け並びに大学院向けの知的財産や技術マネジメント関連の教育ニーズに対応するため、講義やセミナー等を実施する。

#### ④ 利益相反に関する指針等の策定

(利益相反)

- 利益相反マネジメント体制を一層強化するとともに、自己申告書により利益相反マネジメントの事例を蓄積する。また、臨床研究における利益相反マネジメントの指針を策定する。

## 2) 国際交流・協力に関する具体的方策

(機構・施設の整備)

- 国際交流総合企画会議において策定した国際交流に関する基本方針に基づき、国際交流推進機構、そしてその中心となる国際交流推進室の機能の充実及びアジア総合政策センター等の活動を推進する。

#### ① 戦略的国際交流プロジェクト推進についての具体的方策

(アジア戦略)

- アジア学長会議運営連絡会事務局として、2008年に台湾大学で開催予定の第7回アジア学長会議の開催に際し運営協力を行う。
- アジアの有力大学内に設置したブランチ・オフィスを活用することにより、継続して具体的なプログラムを実施し、有力大学との協力関係の強化を図る。

(アジア規模の教育連携)

- アジア学長会議で継続的に審議されてきた若手研究者の養成を目的とした「若手研究者優秀賞」制度の発足について、第7回アジア学長会議において承認し、表彰を行う。
- 情報基盤研究開発センターを中心に「次世代インターネット技術のための研究開発と実証実験」を継続して推進するとともに、日韓を中心に確立している遠隔医療システムの充実を図る。
- アジア学長会議の参加大学との間で、「共同授業」（本学と他大学教員により授業を構成する）を実施する。

(アジア理解)

- 本学の教職員、学生及び一般市民を対象として、アジアについての理解を深めるための

講演会・セミナーを実施する。

- アジア関連の書籍を提供するとともに、本学におけるアジア研究を広く紹介するための叢書を刊行し、併せて、アジア関連情報のメールマガジンや本学のアジア研究データベースの充実を図る。

## ② 外国人研究者・留学生の受入れ及び教職員・学生の海外派遣についての具体的方策 (支援体制)

- 留学説明会の実施，電子掲示板の活用，海外留学メールマガジン登録者への情報提供をより一層充実する。また，教員向けの留学制度説明会により教員の理解を得て，学生に留学を促す。
- アテネオ・デ・マニラ大学（フィリピン）における職員海外研修プログラムを継続実施し，事務職員を派遣する。また，マヒドン大学（タイ）及び釜山大学校（韓国）との教育連携等のプログラムを行い，教員の交流を図る。
- 宿舍の居室及び共用室の設備を計画的に更新するとともに，入居希望者の便宜を図る方策を実施する。また，英語による宿舍の情報を本学ホームページに掲載する。

### (留学生受入れ派遣の制度整備)

- 本学学生のアジア留学を促進するため留学説明会を実施する。さらに，教員向けの留学制度説明会により教員の理解を得て，学生に留学を促す。
- 外国人短期留学コース（JTW）の受入れ体制の一層の充実を図るとともに，サマーコース（ATW）はプログラムの充実を図る。
- 日仏共同博士課程等のプロジェクトによる学生交流を一層促進する。
- 本学独自の奨学金制度及び海外短期語学研修制度による受入れ及び派遣を促進し，学生に対して，本学の英語による開講科目への参加を勧めるとともに，実践的外国語習得のためのプログラムを実施する。
- 海外オフィス，ブランチオフィスの活用及び帰国留学生の協力により，資質の高い留学生確保の施策を行う。

### (若手研究者・外国人研究者支援)

- 九州大学創立八十周年記念事業国際学術交流基金による若手研究者の受入・派遣事業を継続して実施する。

## ③ 国際共同研究・国際研究会議の推進に関する具体的方策

### (実施体制)

- 各部局における国際戦略に関する基本方針の調査結果を踏まえ，各部局での基本方針の定着を図る。

### (国際共同研究)

- 九州大学創立八十周年記念事業国際学術交流基金による国際共同研究推進のための支援事業を実施する。また，マヒドン大学等のネットワークポイント締結大学との間の国際共同研究や日中韓における国際共同研究の推進を図る。

### (国際会議)

- 本学主催等による国際シンポジウム，セミナー等の開催を国内外で積極的に推進し，様々な分野における国際的規模の研究交流の促進を図る。

## ④ 開発途上国に対する協力事業に関する具体的方策



## (国際協力)

- 独立行政法人国際協力機構（JICA）の要請による専門家派遣を行い、途上国から研修員を受け入れるとともに、技術協力プロジェクトを継続的に実施する。
- 国際協力銀行（JBIC）との定期協議において、新たなプロジェクトの提案を行うとともに、JBIC等が行うセミナーへの参加及び関係機関との情報交換を行う。また、平成20年10月から（既存のJICAとJBICが統合され）新体制となる新JICAとの連携を図る。
- 平成18年度にJICAより受託したインドネシア国ガジャマダ大学産学地連携総合計画プロジェクト（業務期間：平成18年6月～平成21年3月）を実施する。また、JICA九州国際センターとの定期協議を通じて、新たなプロジェクトへのアプローチを行うとともに、平成20年10月から新体制となる新JICAとの連携を図る。
- アジア地域を中心とした国際医療協力を積極的に展開することにより、国際連携の更なる推進を図る。
- マレーシア日本国際工科大学（MJUT）の母体となるマレーシア日本大学センター（MJUC）を支援するために、有志大学連合の一員として、政府の要請に基づく協力を実施する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

### 1) 病院システムと患者サービスの改善・充実に関する具体的方策

#### (社会に分かりやすい病院)

- 平成19年度にリニューアルした病院ホームページについてアンケート調査を行い、充実を図る。また、事務局広報室と連携し、病院地区の情報発信を積極的に行う。さらに、診療サービスの情報以外に、「大学病院」として取り組んでいる高度先進医療や治験、医療人サポートについての広報活動を行う。
- 「社会にわかりやすい病院」への取組みの一環として、院内がん登録に係る統計資料をがんセンターホームページ上に公表する。また、患者への情報提供の一環として外来患者予約数を外来窓口に表示する。
- これまでに充実してきた「九大病院だより」及び「九大病院ニュース」を引き続き発行する。また、来院患者へのサービス向上のため、誘導ツール（フロアガイド等）を作成する。
- 平成19年度に引続き、各診療科へ疾病教室の実施計画のアンケート調査を実施するとともに、疾病教室の案内を充実する。

#### (患者に分かりやすい病院)

- 平成19年度に引き続き、外科系の臓器別診療体制の整備を推進する。
- 患者の「生活の質」(QOL)を高めるため、平成19年度に開設した漢方外来及び漢方診療の充実を図るとともに、女性総合診療外来を開設する。
- 小児医療センター入院患者及び家族のQOLの更なる向上のため、センターの運営体制の充実及び医療スタッフの質的向上を図る。
- 先進予防医療センターにおいて、広く一般のニーズに応えるため、新しい分野のドックとして歯科ドックの開設を検討する。また、受診者へのアンケート調査を行い利用満足

度の一層の向上に努める。

(患者を動かさない病院)

- 平成21年度の新外来棟竣工に向けた新たな検査体制構築のための準備を進める。また、検査の精度向上や時間的効率化を図るため、新たな検査の一元化を進める。
- 外科系の臓器別診療科間の連携体制の整備を推進する。

(安心・安全・満足の患者サービス)

- 電子化クリティカルパスの本格的運用を開始する。また、地域連携クリティカルパスの運用を検討する。
- 平成19年度に作成した院内のインフォームド・コンセントガイドラインに沿って、説明・同意書の検証を行う。
- 職員全体の医療安全意识の向上並びに医療安全に関する取り組みの周知徹底のために研修会を開催し、出席者数の増加を図る。特に平成20年度は、医療安全管理の根幹を成す「医療安全管理に関する基本方針」についてあらためて職員に周知徹底を図る。また、インシデントレポート収集によるデータ分析及びその有効活用を継続する。
- 外来診療科で実施している再来予約制について、年に2回患者の待ち時間データを検証した上で、更なる改善に努める。
- 平成19年度までに試行を実施した職員評価方法の検証を行うとともに、患者からの評価として患者満足度調査を実施する。
- ボランティア活動の充実のため、ボランティアの意見を聞く定期的な交流会を開催する。また、ボランティアに対する知識を深めるため、ボランティア活動員を対象とした研修会を開催する。

## 2) 九州・アジアの高度先進医療拠点とするための具体的方策

(高度先進医療の推進)

- 研究型病床を活用した高度な臨床研究を実施する。また、被験者の利便性を向上させ、治験をスムーズに行うために治験専門外来の設置場所について検討する。さらに、平成19年度に導入したGMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）グレードの設備を利用した治療研究を実施する。

(国際連携)

- 国際交流協定締結を行っている病院等との間で、相互訪問や情報交換等の交流を継続する。
- 平成19年度までにアジア全域にわたり構築してきた国際接続拠点との間の連携を維持・強化するとともに国内拠点の拡充を図り、国内外のネットワークにおけるハブ的役割を保持・推進する。また、遠隔による医療相談などの実診療への応用を検討する。さらに、これらを管理運用する「アジア遠隔医療センター」（仮称）の設立の実現化に向けて努力する。
- 平成19年度に引き続き、国際災害救急医療に関する職員の理解を深めるために、学内外講師による講演会を開催する。また、国際水準に見合った災害訓練を実施する。

## 3) 全人的医療を担う人材育成のための具体的方策

(医療系教育研修体制の整備)

- 職員の意識改革を図るため、平成19年度に引き続き、全職員対象の九大病院改革セミ

ナーを継続的に開催する。

- 平成19年度に作成した研修カリキュラムを実施し、評価・検証した上で更なるカリキュラムの充実を図る。
- 平成19年度に引き続き、コミュニケーション技術習得のための講習会を開催する。
- 平成19年度に引き続き、医師及び医療関係者向けの生涯教育を推進する。

#### 4) 九州・山口診療圏の中核医療機関とするための具体的方策

(救急医療体制の整備)

- 平成19年度に引き続き、救命救急センターの運用を推進するとともに、救急医療を担う医師やコメディカルなどの人材育成に努める。
- 平成19年度に引き続き、救急ホットライン等を活用して救急患者の受入れを行う。また、福岡市の周辺地域を含めた重症小児救急患者の受入れを積極的に行う。さらに、救急搬送された患者の受入れに際し、後方病床の円滑な運用の推進を行う。
- ヘリコプターによる救命救急患者や特殊疾患患者の遠隔地からの患者受け入れ体制を整備する。

(地域連携の強化)

- 平成19年度に引き続き、退院援助・在宅医療援助の円滑な推進を継続するとともに、退院援助・在宅医療援助の重要性について院内スタッフへの啓発を行う。
- 平成19年度に引き続き、地域医療機関等との連携を推進するために、地域医療連携センター主催の講演会を開催する。また、院内において症例別に有益な地域連携の在り方についての検討会を開催する。
- 病院間、病院・診療所間の連携を維持するために、地域医療連携センターにおいて空床及び共通病床の運用管理を行い、効率的な病床運用に努める。
- 新しく構築した患者情報共有化システム（地域医療連携システム）について、円滑な管理と有効利用に努める。
- 平成19年度に引き続き、地域医療における病院医師の兼業分析を行い、兼業として地域医療機関への派遣を行う。

#### 5) 経営の効率化に関する具体的方策

- 九州大学病院独自の管理会計システムの運用を行う。
- 平成19年度までに実施してきた病院長の管理運営上の権限強化の方策を持続し、執行部会議、上申書検討委員会の開催等により機動的・戦略的な病院運営を推進する。
- 内部定期監査計画書を作成し、内部監査を実施する。
- SPD方式（診療材料等を一元管理する仕組み）を評価・検証し改善を図りながらコスト削減に取り組む。また、平成20年度診療報酬改定及び薬価改定の情報に基づき医療材料及び医薬品のコスト削減について検討する。
- 治験の増加を図るために、平成19年度に構築した治験ネットワークを九州臨床研究支援センター、福岡県及び福岡県内4大学との連携を強化し運用していく。また、公開講座を実施して治験に対する理解を深めるための啓発を行う。さらに、医師主導型臨床試験を支援するための人材育成を行う。
- 平成19年度に引き続き、7対1看護体制の導入による在院日数、病床稼働率の変化を検証し、定期的な診療科別病床配置の見直しのためのデータ作成を行う。

- 経営の安定化のため、総合周産期特定集中治療室（平成20年度新設）を設置し、助産師の増員を図る。また、平成19年度の電子カルテ導入に伴う業務の変化を踏まえて、効果的に外来クラークを配置する。
- 6) 人事の効率化を図るための具体的方策
  - 平成19年度に引き続き、病院長の指導体制の下で、医員、医療技術職員等病院職員の配置を行う。
  - 平成19年度に引き続き、特別教員制度を活用し、非常勤臨床教授、非常勤担当医（仮称）等の外部人材の積極的な活用を行う。また、外部資金の導入による教員の採用を行う。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制に関する目標を達成するための措置

(経営戦略の確立)

- 4-2-4アクションプランのもと、PDCAサイクルを重視し、総長トップダウンによるマネジメントとボトムアップ方式による様々な改善の取り組みを継続し、外部資金の獲得等による収入の確保やコスト削減等による財政基盤の強化を図る。学内資源の有効活用による施設整備を進めるとともに、知的財産戦略、国際交流施策の充実、学術情報基盤等の整備や民間的発想を導入したマネジメント手法であるBSC(バランス・スコアカード)の活用等、経営戦略の確立を一層進める。
- 総長の意向を踏まえつつ、必要に応じて総長補佐体制を見直すことにより、総長の機動的、戦略的な意思決定に資する。

(効果的・機動的な運営)

- 部局長会議等を活用し、各種情報を全学の構成員が迅速に共有できるようにするとともに、部局間調整の円滑な実施を図る。
- 各種委員会の実態を踏まえ、整理・合理化について検討を行う。

(機動的・戦略的な部局運営)

- 組織、人事、予算に関する三位一体の改革を通じて、部局において、部局の将来構想を踏まえた機動的・戦略的な部局運営の整備充実を図る。

(教員・事務職員等による一体的な運営)

- 平成19年度に引き続き、研究戦略企画室を中心に教育・社会貢献・国際貢献の推進組織と連携して、研究戦略に係る企画・立案を継続的・機動的・積極的に行う。また、研究企画、支援の機能を充実させるための体制の整備を図る。
- 九大TLOと知的財産本部の一体化を推進するとともに、産学連携センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(VBL)との役割を明確化した上で、産学連携推進機構の再編を行う。
- 国際交流推進機構、そしてその中心となる国際交流推進室と学内組織との連携を図り、企画立案等を一体的に行う。
- 高等教育機構において、教育改革企画支援室で企画した教育改革等の実施に向けて高等教育開発推進センターとの連携機能を充実する。

(戦略的な学内資源配分)

- 総長のリーダーシップの下、全学的視点から重点的・戦略的かつ効率的な学内資源配分を行うための平成21年度予算配分計画を策定する。

(学外の有識者・専門家の活用)

- 総長諮問会議を開催し、外部有識者の意見を大学運営に反映する。
- 法務、労務、財務、産学連携、国際交流等、専門性が高い分野への学外有識者、専門家の活用を図る。

(内部監査機能の充実)

- 総長直轄の監査室による内部監査を着実に実施するとともに、監事との連携を密にし、監査機能の充実を図る。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(基本方向)

- 「5年目評価、10年以内組織見直し」制度を実施する。

## 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

### 1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

(教員の業績審査制)

- 教員業績評価の平成19年度試行評価を実施、検証し、評価の本実施を開始する。

(事務職員等の業績審査制)

- 平成19年度に構築した事務職員等業績等評価を実施する。また、技術職員に係る評価システムの検討内容を取りまとめ、原案を構築する。

(評価結果の活用)

- 事務職員業績等評価の結果を昇任、昇給等を検討する際の資料として活用する。また、教員業績評価の正式実施により、全学の基本方針に基づく、部局の状況に応じた活用を図る。

### 2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

(人員・人件費管理)

- 平成19年度に引き続き、人件費委員会において人員配置を含めた人件費計画・管理を一体的に行う。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額に比して、概ね3%の削減を図る。また、平成19年度に導入した人員（人件費）管理方式を適切に運用する。

### 3) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

(外国人・女性等の教員採用)

- 各部局においては、公開公募の原則を推進するため教員公募情報システムを活用する。また、教員の公募及び採用状況を公表する。特に、女性教員の採用促進に関しては、これまで以上に各部局における男女共同参画推進の意識を高揚させるため、新たに大学全体として取り組む体制を構築し、その具体的方策を検討・実施する。

### 4) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

(事務職員等の人事制度)

- 「中核職員養成のための基本方針(平成18年3月24日事務局長裁定)」に基づき、将来の大学の中核を担い得る職員を係長相当職として配置する制度を引き続き運用する。
- 「事務職員等の研修制度の基本的方針」に基づき実施してきた研修体系について、他大学との連携により研修機会の増加を図る。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(事務組織の機能・編成の見直し)

- 事務処理の効率化、合理化の観点から既に実施した事務組織の再編と外部委託の進捗状況を点検・評価すること等により、本部事務と部局事務のより適正な役割の整理を行う。
- 六本松地区事務部の伊都地区への移転を踏まえつつ、伊都地区における事務組織体制を検討する。
- 附属図書館事務部において、電子リソースサービスの向上と利用促進のため、電子リソースを統括的に取り扱う組織を整備する。また、六本松地区移転に対応した具体的な事務組織再編案の作成と環境整備を行う。
- 情報システム部を再編し、新たな業務に対応できるよう充実させる。
- E-learningを取り入れた事務系職員の情報リテラシー研修を継続して実施し、内容を充実させる。
- 平成21年度のICカードの本格運用に向けた準備と試験運用を行う。
- 業務システム(教務・学務情報システム等)の機能を充実させる。
- 事務用システムの機種更新において、システムの最適化を図る。
- 全学共通IDを利用し、SSO(シングル・サイン・オン)の導入を推進する。

(複数大学による共同業務処理)

- 国立大学法人等に共通する業務システムについて連携協力する。
- 地域の大学と連携協力して情報化要員養成の研修を実施する。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(競争的研究資金の拡充)

- 外部資金獲得の増加及び大型研究プロジェクトの採択に向けた情報収集・発信及び学内説明会等の開催を引き続き行うとともに、学内予算配分における科学研究費補助金採択状況に応じた支援等の強化を図る。

(外部資金の拡充)

- 知的財産本部において、組織対応型連携研究を中心とした共同研究等外部資金の受入額及び実施件数の更なる拡大を図る。
- 研究戦略委員会と知的財産本部が連携し、既存申請書等の活用により競争的研究資金の更なる増加を図る。

(自己収入の確保)

- 毎年度課せられる経営改善係数2%(約5億円)及び診療報酬点数改定への対応も含め、病院運営体制及び増収方策について、全学的視点から継続的に検討し、病院収入を安定的に確保する。

- 市民を対象とした生涯学習ニーズ調査の分析結果を踏まえた公開講座の充実を図るとともに、大学の教育研究の成果を広く社会へ還元するために廉価な講習料を設定し、受講者の充足率を高める。
- 特許権、意匠権、著作権等に係る知的財産権収入の増加を図るため、研究成果物の権利化及び有体物やソフトウェアを含めた移転活動を推進する。
- 国立大学として果たすべき役割と社会的ニーズ等を総合的に勘案するため、教育環境等の調査を行うとともに、前年度に引き続き入学科・授業料の全国的調査を行うなど、金額の適正性について検証する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 平成17年度に導入し、平成18年度に機能充実した航空券手配システム（Q-HAT）の利用率の向上を図り、一層の経費の抑制に努める。
- 光熱水料について、抑制効果を考慮した具体的な削減指標を検討し、経費の抑制を図る。
- 用紙類の使用量縮減について、継続周知を行うとともに縮減に有効な比較方法を検討し、使用量の抑制を図る。
- 学内非常勤講師手当の特例的支給については、手当支給の必要性を精査する。学外非常勤講師は、本学教員での対応が困難で教育上真にやむを得ない場合に限ることとし、引き続き経費の一層の抑制（効率化係数▲1%に対応）に努める。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資金運用計画に基づき、国債購入など安全性が確保できる方法による安定的運用管理を行う。
- 大学が有する知的財産権、研究成果および技術シーズの収集を行い、ホームページ等広報媒体を利用した大学資産の外部への積極的広報を推進する。
- 学内共通利用施設（レンタルラボ）の利用率を高め、使用料収入を財源とする施設維持運営費を確保し、経営的視点からの運用を行う。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### 1) 自己点検・評価内容及び実施体制等の充実

- 「5年目評価、10年以内組織見直し」制度に基づいた評価を実施する。
- 中期目標期間評価における自己点検・評価結果を基に、評価制度の充実を図る。
- 学内におけるデータ収集の効率化を図るため、マネジメント情報に（独）大学評価・学位授与機構が行う大学情報データベースのスキームを取り入れ、整理する。
- 自己点検・評価結果や各種評価情報を、ホームページ等により積極的に公表する。

#### 2) 評価結果を大学の運営の改善等に結びつける取組み

- 自己点検・評価、国立大学法人評価及び認証評価等に係る評価結果等を次期中期目標・中期計画の素案の策定に反映させる。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 部局広報体制強化と、広報室スタッフの技能向上を図る。
- 九州大学の広報に関する意見を広く聴取し、広報活動の充実に努める。
- ホームページの一層の充実を図る。
- マスコミへの効果的情報発信と全国規模の広報活動を展開する。
- 九州大学並びに百周年記念事業のロゴ等の積極的活用を図る。
- ホームページ掲載内容を適切に更新する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

#### (1) 新キャンパス統合移転整備

##### 1) 施設設備の整備に関する具体的方策

- 六本松地区からの新キャンパスへの直接移転整備及び目的積立金を活用した学生寄宿舎、学生支援施設については、平成21年4月の供用開始に向けたスケジュールに基づき、安全安心及びネットワークを含めた整備を順次整備する。
- 平成19年度に引き続き、夢のある楽しい新キャンパスプロジェクト（MIIDシステムによるICカード実証実験）を推進する。
- 「九州大学学術研究都市構想」における学内タウン・オン・キャンパスの具体化に向けた活動を推進する。
- 百周年記念事業等とも連携し、新たな整備手法の一つである寄附による整備の実現を図る。

##### 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 有効活用に関する基本方針に基づき、講義室等の全学管理方式による有効活用を推進する。
- 施設運用を促進する組織を充実させる。

#### (2) 既存キャンパス整備

##### 1) 施設設備の整備に関する具体的方策

- 「都市と大学」の理念に基づき、既存キャンパスの全体計画（フレームワーク）を策定する。
- 新たなスペースチャージ制を試行する。
- 平成21年度内の六本松跡地処分に必要な事前準備作業を平成19年度に引き続き実施する。

##### 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 別府地区における「施設設備維持保全計画」を策定する。
- 施設運用を促進する組織を充実させる。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 災害対策マニュアルの方針により、全学及び地区単位での防災訓練及び防火訓練を実施する。



- 現在の安全衛生管理体制に環境保全を含めるとともに、全学横断的な安全衛生管理の更なる強化を図るため、安全衛生推進室の組織の補強を含めた新たな組織体制及び新キャンパス移転を契機とした全学の高圧ガス関連施設を統括・管理する新たな保安管理体制を構築する。また、化学物質（薬品）管理システムの運用方針による管理状況を点検し、管理体制の検証を行う。さらに、学内規則等に則り、放射性物質及び核燃料物質の保管状況等について、定期点検を行い、安全管理、事故防止の徹底を図る。
- 学務部において、新生（学部・大学院生）に「安全の手引き」を配布し、部局においては、安全教育等の実施により事故防止の徹底を図る。
- 遺伝子組換え実験安全管理規則及び動物実験規則に基づく教育訓練を実施し、事故防止の徹底を図る。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1. 短期借入金の限度額

122億円

### 2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### ○譲渡計画

- ①農学部附属福岡演習林の土地の一部（福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒394番70の一部外2筆 面積139.42㎡）を譲渡する。
- ②箱崎団地の土地の一部（福岡県福岡市東区箱崎6丁目3575番29外5筆 面積221.10㎡）を譲渡する。
- ③筥松地区の土地（福岡県福岡市東区筥松3丁目3575番13 面積2,483.06㎡）を譲渡する。

### ○担保計画

- ①「病棟・診療棟」、「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。
- ②新キャンパス施設の整備に必要な経費の長期借入に伴い、六本松地区の敷地について

担保に供する。

## IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容		予定額	財 源
・元岡団地	実 験 施 設 等 IV	総額 22,543	施設整備費補助金 (6,413)
・九州大学病院	基 幹 ・ 環 境 整 備		長期借入金 (14,168)
・九州大学病院	外来診療棟 (軸Ⅱ～仕上)		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (1,962)
・馬出団地	耐 震 対 策 事 業		
・元岡団地	基 幹 ・ 環 境 整 備		
・元岡団地	研究教育棟 I 施設整備事業 (P F I 事業)		
・元岡団地	生活支援施設ウエストⅡ, 学生寄宿舍 I 施設等整備事業 (P F I 事業)		
・馬出団地	総合研究棟改修 (旧医学部 基礎 A 棟) 施設整備等事業 (P F I 事業)		
・元岡団地	実 験 施 設 整 備 事 業 (P F I 事業)		
・小規模改修			
・大型特別機械整備費	高輝度放射光利用実験装置		
・病院特別医療機械 整備費	集学放射線診療システム X 線撮影診断システム		
・不動産購入費			
・元岡団地	全学教育施設整備 部局等関連施設整備 基 幹 ・ 環 境 整 備		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

### 1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

(教員の業績審査制)

○ 教員業績評価の平成19年度試行評価を実施、検証し、評価の本実施を開始する。

(事務職員等の業績審査制)

○ 平成19年度に構築した事務職員等業績等評価を実施する。また、技術職員に係る評価システムの検討内容を取りまとめ、原案を構築する。

(評価結果の活用)

○ 事務職員業績等評価の結果を昇任、昇給等を検討する際の資料として活用する。また、教員業績評価の正式実施により、全学の基本方針に基づく、部局の状況に応じた活用を図る。

### 2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

(人員・人件費管理)

○ 平成19年度に引き続き、人件費委員会において人員配置を含めた人件費計画・管理を一体的に行う。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額に比して、概ね3%の削減を図る。また、平成19年度に導入した人員（人件費）管理方式を適切に運用する。

### 3) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

(事務職員等の人事制度)

○ 「中核職員養成のための基本方針(平成18年3月24日事務局長裁定)」に基づき、将来の大学の中核を担い得る職員を係長相当職として配置する制度を引き続き運用する。

○ 「事務職員等の研修制度の基本的方針」に基づき実施してきた研修体系について、他大学との連携により研修機会の増加を図る。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数（役員及び任期付職員を除く） 3, 654人  
任期付職員数 985人

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 42, 421百万円

## (別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

## 1. 予算

平成20年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	44,932
施設整備費補助金	6,413
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	1,099
国立大学財務・経営センター施設費交付金	1,962
自己収入	37,468
授業料、入学金及び検定料収入	11,014
附属病院収入	26,032
財産処分収入	14
雑収入	408
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,128
引当金取崩	0
長期借入金収入	14,168
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	2,886
計	120,056
支出	
業務費	65,907
教育研究経費	38,192
診療経費	27,715
一般管理費	13,518
施設整備費	22,543
船舶建造費	0
補助金等	1,099
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	11,128
貸付金	0
長期借入金償還金	5,848
国立大学財務・経営センター施設費納付金	13
計	120,056

[人件費の見積り]

期間中総額 42,421 百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 34,904 百万円)

注)「運営費交付金」のうち、平成20年度予算 42,398 百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額 2,534 百万円。

注)「施設整備費補助金」のうち、平成20年度予算額 4,646 百万円、前年度よりの繰越額 1,767 百万円。

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 475 百万円。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	99,387
經常費用	99,387
業務費	83,897
教育研究経費	14,923
診療経費	12,094
受託研究経費等	5,876
役員人件費	214
教員人件費	28,101
職員人件費	22,689
一般管理費	2,814
財務費用	1,303
雑損	0
減価償却費	11,373
臨時損失	0
収益の部	97,845
經常収益	97,844
運営費交付金収益	44,430
授業料収益	8,738
入学金収益	1,463
検定料収益	291
附属病院収益	26,140
受託研究等収益	6,592
補助金等収益	973
寄附金収益	2,173
財務収益	130

雑益	2,670
資産見返運営費交付金等戻入	2,161
資産見返補助金等戻入	68
資産見返寄附金戻入	1,339
資産見返物品受贈額戻入	676
臨時利益	1
純利益	△1,542
目的積立金取崩益	1,554
総利益	12

注) 総利益(12百万円)の要因は、附属病院における借入金元金償還額相当の収入と減価償却費との差額及び固定資産取得等によるもの。

### 3. 資金計画

#### 平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	224,431
業務活動による支出	80,003
投資活動による支出	106,231
財務活動による支出	13,822
翌年度への繰越金	24,375
資金収入	224,431
業務活動による収入	91,604
運営費交付金による収入	42,398
授業料・入学金及び検定料による収入	11,014
附属病院収入	26,032
受託研究等収入	8,218
補助金等収入	1,099
寄附金収入	2,435
その他の収入	408
投資活動による収入	88,389
施設費による収入	8,375
その他の収入	80,014
財務活動による収入	14,168
前年度よりの繰越金	30,270

別表（学部の学科，学府の専攻等）

文学部	人文学科	640人
教育学部		200人
法学部		800人
経済学部	経済・経営学科	620人
	経済工学科	380人
理学部	物理学科	236人
	化学科	268人
	地球惑星科学科	192人
	数学科	226人
	生物学科	196人
医学部	医学科	600人
	（うち医師養成に係る分野 600人）	
	保健学科	562人
	生命科学科	24人
歯学部	歯学科	350人
	（うち歯科医師養成に係る分野 350人）	
薬学部	総合薬学科※	80人
	創薬科学科	150人
	臨床薬学科	90人
工学部	建築学科	240人
	電気情報工学科	632人
	物質科学工学科	672人
	地球環境工学科	600人
	エネルギー科学科	396人
	機械航空工学科	676人
芸術工学部	環境設計学科	152人
	工業設計学科	192人
	画像設計学科	152人

農学部	音響設計学科	152人
	芸術情報設計学科	160人
	生物資源環境学科	916人
人文科学府	人文基礎専攻	56人 〔うち修士課程 32人〕 〔博士後期課程 24人〕
	歴史空間論専攻	70人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 30人〕
	言語・文学専攻	70人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 30人〕
	比較社会文化学府	日本社会文化専攻
	国際社会文化専攻	112人 〔うち修士課程 52人〕 〔博士後期課程 60人〕
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	55人 〔うち修士課程 36人〕 〔博士後期課程 19人〕
	人間共生システム専攻	49人 〔うち修士課程 22人〕 〔博士後期課程 27人〕
	行動システム専攻	64人 〔うち修士課程 34人〕 〔博士後期課程 30人〕
	教育システム専攻	65人 〔うち修士課程 38人〕 〔博士後期課程 27人〕
	空間システム専攻	73人 〔うち修士課程 48人〕 〔博士後期課程 25人〕
	実践臨床心理学専攻	60人 (うち専門職学位課程 60人)



法学府	基礎法学専攻	42人	
			〔うち修士課程 24人 博士後期課程 18人〕
	公法・社会法学専攻	35人	
			〔うち修士課程 20人 博士後期課程 15人〕
	民刑事法学専攻	51人	
			〔うち修士課程 30人 博士後期課程 21人〕
	国際関係法学専攻	34人	
			〔うち修士課程 22人 博士後期課程 12人〕
	政治学専攻	23人	
			〔うち修士課程 14人 博士後期課程 9人〕
法務学府	実務法学専攻	300人	
			(うち専門職学位課程 300人)
経済学府	経済工学専攻	70人	
			〔うち修士課程 40人 博士後期課程 30人〕
	経済システム専攻	96人	
			〔うち修士課程 54人 博士後期課程 42人〕
	産業マネジメント専攻	90人	
			(うち専門職学位課程 90人)
理学府	物理学専攻	55人	
			〔うち修士課程 41人 博士後期課程 14人〕
	化学専攻	81人	
			〔うち修士課程 62人 博士後期課程 19人〕
	地球惑星科学専攻	121人	
			〔うち修士課程 75人 博士後期課程 46人〕

	基礎粒子系科学専攻※	37人	
			〔うち修士課程 19人〕
			〔博士後期課程 18人〕
	分子科学専攻※	58人	
			〔うち修士課程 30人〕
			〔博士後期課程 28人〕
	凝縮系科学専攻※	83人	
			〔うち修士課程 43人〕
			〔博士後期課程 40人〕
	生物科学専攻※	46人	
			〔うち修士課程 24人〕
			〔博士後期課程 22人〕
数理学府	数理学専攻	202人	
			〔うち修士課程 108人〕
			〔博士後期課程 94人〕
システム生命科学府	システム生命科学専攻	206人	
			〔うち博士課程 206人〕
			〔5年一貫制〕
医学系学府	医学専攻	107人	
			(うち博士課程 107人)
	機能制御医学専攻※	71人	
			(うち博士課程 71人)
	生殖発達医学専攻※	29人	
			(うち博士課程 29人)
	病態医学専攻※	54人	
			(うち博士課程 54人)
	臓器機能医学専攻※	105人	
			(うち博士課程 105人)
	分子常態医学専攻※	68人	
			(うち博士課程 68人)
	環境社会医学専攻※	34人	
			(うち博士課程 34人)
	医科学専攻	40人	
			(うち修士課程 40人)
	保健学専攻	40人	
			(うち修士課程 40人)

	医療経営・管理学専攻	40人 (うち専門職学位課程 40人)
歯学府	歯学専攻	172人 (うち博士課程 172人)
薬学府	医療薬科学専攻	102人 〔うち修士課程 60人 博士後期課程 42人〕
	創薬科学専攻	86人 〔うち修士課程 50人 博士後期課程 36人〕
工学府	物質創造工学専攻	72人 〔うち修士課程 42人 博士後期課程 30人〕
	物質プロセス工学専攻	65人 〔うち修士課程 38人 博士後期課程 27人〕
	材料物性工学専攻	65人 〔うち修士課程 38人 博士後期課程 27人〕
	化学システム工学専攻	72人 〔うち修士課程 42人 博士後期課程 30人〕
	建設システム工学専攻	58人 〔うち修士課程 34人 博士後期課程 24人〕
	都市環境システム工学専攻	65人 〔うち修士課程 38人 博士後期課程 27人〕
	海洋システム工学専攻	58人 〔うち修士課程 34人 博士後期課程 24人〕
	地球資源システム工学専攻	58人 〔うち修士課程 34人 博士後期課程 24人〕
	エネルギー量子工学専攻	86人 〔うち修士課程 50人 博士後期課程 36人〕

	機械科学専攻	125人	
			〔うち修士課程 74人〕
			〔博士後期課程 51人〕
	知能機械システム専攻	93人	
			〔うち修士課程 54人〕
			〔博士後期課程 39人〕
	航空宇宙工学専攻	91人	
			〔うち修士課程 52人〕
			〔博士後期課程 39人〕
芸術工学府	芸術工学専攻	227人	
			〔うち修士課程 162人〕
			〔博士後期課程 65人〕
	デザインストラテジー専攻	53人	
			〔うち修士課程 48人〕
			〔博士課程 5人〕
システム情報科学府	情報理学専攻	73人	
			〔うち修士課程 46人〕
			〔博士後期課程 27人〕
	知能システム学専攻	90人	
			〔うち修士課程 54人〕
			〔博士後期課程 36人〕
	情報工学専攻	97人	
			〔うち修士課程 58人〕
			〔博士後期課程 39人〕
	電気電子システム工学専攻	65人	
			〔うち修士課程 38人〕
			〔博士後期課程 27人〕
	電子デバイス工学専攻	58人	
			〔うち修士課程 34人〕
			〔博士後期課程 24人〕
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	125人	
			〔うち修士課程 74人〕
			〔博士後期課程 51人〕
	物質理工学専攻	125人	
			〔うち修士課程 74人〕
			〔博士後期課程 51人〕

生物資源環境科学府	先端エネルギー理工学専攻	116人	
			〔うち修士課程 68人〕
			〔博士後期課程 48人〕
	環境エネルギー工学専攻	88人	
			〔うち修士課程 52人〕
			〔博士後期課程 36人〕
	大気海洋環境システム学専攻	102人	
			〔うち修士課程 60人〕
			〔博士後期課程 42人〕
	生物資源開発管理学専攻	72人	
			〔うち修士課程 42人〕
			〔博士後期課程 30人〕
	植物資源科学専攻	93人	
			〔うち修士課程 54人〕
		〔博士後期課程 39人〕	
生物機能科学専攻	77人		
		〔うち修士課程 44人〕	
		〔博士後期課程 33人〕	
動物資源科学専攻	65人		
		〔うち修士課程 38人〕	
		〔博士後期課程 27人〕	
農業資源経済学専攻	35人		
		〔うち修士課程 20人〕	
		〔博士後期課程 15人〕	
生産環境科学専攻	58人		
		〔うち修士課程 34人〕	
		〔博士後期課程 24人〕	
森林資源科学専攻	107人		
		〔うち修士課程 62人〕	
		〔博士後期課程 45人〕	
遺伝子資源工学専攻	46人		
		〔うち修士課程 28人〕	
		〔博士後期課程 18人〕	

※ を付した学科等は，学部等の改組により学生募集を停止したものである。